

参議院地方行政委員会會議録第二十二号

昭和三十八年五月二十三日(木曜日)
午前十時三十四分開会

○地方財政法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

委員の異動

五月二十三日

市川 房枝君

補欠選任
村上 義一君

出席者は左の通り。

委員長 石谷 憲男君
理事 小林 武治君
市川 房枝君
林 虎雄君
市川 房枝君

委員

北口 龍徳君
沢田 一精君
館 哲二君
秋山 長造君
松本 賢一君
鈴木 一弘君

國務大臣

自治大臣 篠田 弘作君

政府委員

自治政務次官 藤田 義光君
自治大臣官房長 大村 襄治君

事務局側

常任委員 鈴木 武君
会専門員 房參事官 松島 五郎君

説明員

自治大臣官房參事官 松島 五郎君

本日の會議に付した案件

○地方行政連絡會議法案(内閣送付、予備審査)

組織を設けるべき旨の答申がなされたのであります。

このため、全国各ブロックに地方行政連絡會議を組織し、都道府県及びいわゆる指定都市の長に地方の広域行政に關係のある国の出先機關の長を加え、地方公共団体相互間や地方公共団体と国の關係出先機關等との間の連絡・協議を組織的に進め、地方における広域行政の総合的な実施と円滑な処理を促進し、もって地方自治の広域的運営の確保に資せしめることとしたのであります。

次に、この法案の内容につきましても、その概要を御説明申し上げます。

第一に、全国の都道府県を九つの地域に分け、それぞれの地域ごとに都道府県及び地方自治法第二百五十二条の十九の規定に基づく指定都市をもつて連絡會議を組織することとし、地方における広域にわたる行政の計画及び実施について必要な連絡と協議を行なうものとしたのであります。

以上が地方行政連絡會議法案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(石谷憲男君) 本案について質疑は、後日に譲りたいと存じます。

○委員長(石谷憲男君) 次に、地方行政法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑を行ないます。御質疑の方は順次御発言をお願いします。

とのつた事項については、これを尊重してそれぞれの担任事務を処理するよう努めるものとしたのであります。

連絡・協議の成果を国、地方公共団体の行政に反映させるようにいたしてまいります。

次に、連絡會議と關係行政機關等との關係につきましても、連絡會議は、關係行政機關等に対して必要な協力を求めることができるものとするとともに、これらの機關からの求めに応じ、關係資料を提出しなければならないものとし、また、連絡會議は、必要に応じて、關係大臣、公共企業体等の長に對して意見を申し出ることができるものとするとともに、關係大臣は、所管事務について連絡會議の意見を聞くことができることとしたのであります。

最後に、連絡會議の經費の負担、會議の結果の報告、その他連絡會議の運営等に関して必要な規定を設けた次第であります。

以上が地方行政連絡會議法案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(石谷憲男君) 本案について質疑は、後日に譲りたいと存じます。

○委員長(石谷憲男君) 次に、地方行政法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑を行ないます。御質疑の方は順次御発言をお願いします。

○鈴木一弘君 今度の改正の第二十七條の三についてですけれども、都道府県立の高等学校の施設の建設事業費、これが今まで住民負担及び市町村に負担させていたわけでありまして、けれども、その実効はどんなものがあるか、ちよつと聞いておきたいと思ひます。

○説明員(松島五郎君) 都道府県が住民に高等学校の建設等につきましても負担を求めております事例と申ししますか、額は、三十六年度の決算の統計によつて調べますと、金でもつて負担を求めておりますものが約四十四億—四十三億九千八百万円になつております。それから金銭以外の負担、たとえば土地、建物の提供あるいは無償貸与という形式で負担を求めておりますものが、三億八千二百万円ということになつております。

○鈴木一弘君 非常に膨大な金額に上つてゐるわけでありましてけれども、一番私どもが心配するのは、この法律で市町村あるいは住民負担ができないということになつて参りますと、これだけの金額というものが、今まで四十四億出ている。昭和三十五年の決算だったと思いますが、山口県のある高等学校のごときは校庭の整備費、そのほか建設費も入つていたと思ひますが、八割近くまでが住民の負担になつておるといふところもあるわけですから、そこで、この法律のねらつてゐる、この条文どおりに一体施行していかれるだろうかという不安を持つわけですが、

れども、四十四億——五十億近いお金であります。これは毎年ふえてくるだろうと思ひますが、それについての手当のほうはどうなつていますか。

○説明員(松島五郎君) 御承知のとおり、府県立高等学校につきましても、府県が設置主体となつて、その経費も全額府県が負担するという建前になつておるわけでございます。したがいまして、私どもが財政計画を立て、あるいは交付税の計算をし、あるいは地方債を考えます場合には、そういう地方負担なり市町村負担なりというものが進められ得るということをお前提にして、財源措置を考慮してきておるわけでございます。しかしながら實際問題といたしましては、今御説明申し上げましたように、かなりの地元負担があるというところは、これはいろいろな事情がその間にあるのではないかと、いろいろに考へられます。一つは設置について、甲の地方、乙の地方、丙の地方というように、いろいろ何と申しますか、誘致と申しますか、そういう問題がある関係上、多少の負担を求めるところによって、県の側としてはその誘致運動に対する一つの抑制といえますか、率制の手段と考へている向きもあるようにございます。また、あるところでは、過去においてそういうことをやつたので、新しく作る場合にそれを求めないというところは、過去の建設した場合と均衡を失するといふような関係から、求めざるを得ないのだというよりな点もあるようにございます。また一面においては、一定の施設を作ります場合に、県が予定をいたしております以上に、地元の要望によつてい

施設をする、その分を出してもらふのだというふうな事情もあるようにございます。いろいろな事情はございますけれども、やはり建前といたしましては、どこまでも県立の高等学校は県が設置をしていく。そのために県民から税の負担を求め、あるいは交付税制度によつて交付税が交付されるということになつておるわけでございますから、私どもといたしましては、本来の筋に従つて事が処理されるようにということをお願いいたしておるわけでございます。

○鈴木一弘君 そういろいろんな税外負担、あるいは市町村の負担になつていく高校誘致の場合、あるいはその割当、押えたりあるいはバランスをとるためというふうな理由ではわかるのでありますけれども、實際一つの事例として考へられることは、市町村からでなく、住民のほうから、たとえば高等学校に体育館を建てたいというふうな場合に、寄付を前もってPTAを通じてたりして集めるわけです。何千万あるいは何百万という金が集まつたからひとつこの辺で建ててほしい、こういうふうな寄付行為が今までは往々なされておる。また寄付期待率というものがあつたところもあるわけです。これで今度の法律のとおりになつてくれば、寄付期待率はゼロになつてきますし、その上に、こういう寄付なんか取らないというふうな考え方でいくのか、あるいはそういう住民のほうから金を集めてきたときには——自然に総意でなつてくるような状態だといふときには、それを受けて経費の中に入れていくといふふうになつていくのか、その辺のところどうですか。

○説明員(松島五郎君) たいへん實際問題としてはむずかしい問題でございます。ただいま御指摘のように、全く自発的に寄付を集められて、こういう施設を作ってもらいたいという御要望を、むげに退けることが適當であるかどうかといふことについては、多少問題があるかと存じます。しかしながら、従来の取り扱いを見て参りますと、当然設置すべき体育館なら体育館について、県は財源がないということと理由としていつまでも作らない。そこで、住民が見るに見かねて、自発的な形で寄付を集めたということにして、寄付をするから作ってもらいたいというふうなことで事が進められておるのが多いのではないかと、いふふうに考へられます。そういう形になつて参りますと、形式は自発的な意思によつて集められたものでありますけれども、その導因となつたものは、結局間接的な県の誘惑といふこともいえるのではないかと、いふような面が考へられるわけでございます。したがいまして、ここでは厳密に申しますならば、全くの自由意思であればそれを助けるものではございませんが、それに加わる人たちが多数になります場合には、どうしてもそこに制り当てとか、あるいは申し合はせとかといふような形における、強制的とはいへないまでも、いわゆる負担の転嫁といふような形のものが考へられるわけでございまして、そういうことは私どもとしては望ましくないのではないかと、全く特定の個人がほんとうの意味の篤志的な寄付をするというところでございしますならば、そういう弊害もないかと思ひますが、多数の人がそれに加はるといふことになりまして、どうしてもそこにお互いに、だれ

が幾ら出す、だれが幾ら出すというふうなことが、間接的な意味の強制と申しますか、厳密な強制ではございませうが、そういう面も出てくるわけでございますので、そういうよりなやり方は適當ではないのではないかと、いふふうに考へております。

○鈴木一弘君 そうすると、二十七条の三にある「直接である」と間接であるを問はず」といふのは、特定の個人の篤志的な寄付以外は、たとえ自発的な——全く自由意思といふふうに見られる寄付はありませんか、そういう寄付、負担といふものは一切考へられない、望ましくないといふのではなかつて、考へられない、こういう意味ですか。

○説明員(松島五郎君) 全く考へられないといふわけではございせんが、一般的にいへば、多数の人が参加をされるということとは、相互の間に社会的な、何といひますか、つきあいといふような意味から、好むと好まざるにかかわらず、寄付のつきあいをさせられざるを得ないといふような結果になる場合が多いといふふうに考へられます。ですので、ほんとうの意味で自発的であるといふことが確かめられる場合は別でございますが、一般的な前提として、適當ではないのではないかと、いふふうに考へます。

○鈴木一弘君 そこで税外負担のこと、今まで税外負担をかなりかけてやつてきておるわけです。実例によれば九割近くまで出ているところもありまして、そういうよりな税外負担を期待してやつてきたわけです。このところこの法律ができるというところ、そういうものは考へなくても現在以上の事

業が進行できるという見込みに立つたのだらうと思ひますが、そうすると、今までなぜ住民に負担させたのかといふことが非常に疑問になつてくるわけです。その点について、財源の問題そのほかあると思ひますが、説明していただきたい。

○説明員(松島五郎君) 今まで財政的見地からのみ税外負担が求められてきたのかどうかという点になりますと、先ほども申し上げましたように、過去からこういう形になつていたので、ある意味においては過去にできたものと新しくできるもの、あるいはこれから作らんとするものとの間の均衡上必要であるといふような、純粋な財政的な必要性という見地からだけでは判断できない部分も相當あつたかと思ひます。ことに最近、私どもの聞いております急増対策などについて見ましても、どこどこに新しい学校を作るといふことになりまして、今までは、この前に三分の一なり四分の一なりの負担を求めてきたのだから、今急にそれを切りかえるといふことにすると、昔作つたものの均衡がとれないのだといふようなことも聞いておるわけでございます。したがいまして、今申し上げました金額の全部が財政的な必要があつて——もちろん金のことでございますから、あつたほうが財政的には楽ではございしますけれども、それがなくては学校が建てられなかつたものかどうかといふことについては、多少問題があるのではないかと、いふふうに考へられます。それからもう一つは、先ほども申し上げましたように、たくさんのお金の中から幾つかを選んでいくといふことになりまして、その幾つかを

問題として、はむずかしい問題でございます。ただいま御指摘のように、全く自発的に寄付を集められて、こういう施設を作ってもらいたいという御要望を、むげに退けることが適當であるかどうかといふことについては、多少問題があるかと存じます。しかしながら、従来の取り扱いを見て参りますと、当然設置すべき体育館なら体育館について、県は財源がないということと理由としていつまでも作らない。そこで、住民が見るに見かねて、自発的な形で寄付を集めたということにして、寄付をするから作ってもらいたいというふうなことで事が進められておるのが多いのではないかと、いふふうに考へられます。そういう形になつて参りますと、形式は自発的な意思によつて集められたものでありますけれども、その導因となつたものは、結局間接的な県の誘惑といふこともいえるのではないかと、いふような面が考へられるわけでございます。したがいまして、ここでは厳密に申しますならば、全くの自由意思であればそれを助けるものではございませんが、それに加わる人たちが多数になります場合には、どうしてもそこに制り当てとか、あるいは申し合はせとかといふような形における、強制的とはいへないまでも、いわゆる負担の転嫁といふような形のものが考へられるわけでございまして、そういうことは私どもとしては望ましくないのではないかと、全く特定の個人がほんとうの意味の篤志的な寄付をするというところでございしますならば、そういう弊害もないかと思ひますが、多数の人がそれに加はるといふことになりまして、どうしてもそこにお互いに、だれ

が幾ら出す、だれが幾ら出すというふうなことが、間接的な意味の強制と申しますか、厳密な強制ではございませうが、そういう面も出てくるわけでございますので、そういうよりなやり方は適當ではないのではないかと、いふふうに考へております。

○鈴木一弘君 そうすると、二十七条の三にある「直接である」と間接であるを問はず」といふのは、特定の個人の篤志的な寄付以外は、たとえ自発的な——全く自由意思といふふうに見られる寄付はありませんか、そういう寄付、負担といふものは一切考へられない、望ましくないといふのではなかつて、考へられない、こういう意味ですか。

○説明員(松島五郎君) 全く考へられないといふわけではございせんが、一般的にいへば、多数の人が参加をされるということとは、相互の間に社会的な、何といひますか、つきあいといふような意味から、好むと好まざるにかかわらず、寄付のつきあいをさせられざるを得ないといふような結果になる場合が多いといふふうに考へられます。ですので、ほんとうの意味で自発的であるといふことが確かめられる場合は別でございますが、一般的な前提として、適當ではないのではないかと、いふふうに考へます。

○鈴木一弘君 そこで税外負担のこと、今まで税外負担をかなりかけてやつてきておるわけです。実例によれば九割近くまで出ているところもありまして、そういうよりな税外負担を期待してやつてきたわけです。このところこの法律ができるというところ、そういうものは考へなくても現在以上の事

業が進行できるという見込みに立つたのだらうと思ひますが、そうすると、今までなぜ住民に負担させたのかといふことが非常に疑問になつてくるわけです。その点について、財源の問題そのほかあると思ひますが、説明していただきたい。

選ぶということ自体は教育的な見地からもちろんなされるべきものであり、なされていくものと考へますが、ほとんどその意味においては同じであるといふようなところを、甲乙をつけるためには多少地元負担のあったほうを優先しようというような意味において負担を求められておるところもあるやに聞いております。そういうようなものにつきましても、やはり単に金がないというだけの問題ではなくて、考へ方の問題、あるいはそういうことをやっ

ていいという前提のもとにおいてのみ考へられる問題ではなからうかと考へられますので、この点はやはりこういう法律ができますことによつて、そういう道がないのだということになれば、おのずから考へ方が変わってくるものといふふうに期待をいたしておるわけでございます。で、なおそれでも財政的な面として相当額残るだろうと思ひますが、これにつきましても、私どもとしては、先ほども申し上げましたように、地方財政計画の策定を通じて財源措置の十全を期するとともに、具体的には地方交付税の配分なりあるいは地方債の許可なりを通じて万全を期して参りたい、かように考へておる次第でございます。

○鈴木一弘君 話はわかつて参りました。都道府県立の高等学校の施設についてですが、そういう条文になっておりますが、市町村立の高等学校はめつたにありませんが、市立の場合の高等学校、こういうような場合にこれを準用していくという考へ方ではないのか。あるいはそのほかのほうはどうぞ御自由に寄付をとつてくれということに

なれば、今度は都道府県がそちらに転嫁して市町村立のほうが多くなる、市立が多くなるという心配が出て参りますが……

○説明員(松島五郎君) 都道府県立の高等学校についてのみ規制をして、市町村立の高等学校については規制しないのはどういふわけか、もしもそういうことになれば県立の高等学校を市町村立にまゐれば移管するというような形で、市町村に財政的なしわ寄せがいくのではないかと考へておられますが、昨年でございまして、公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律、いわゆる高等学校の標準法ができたのでございまして、その中で公立の高等学校は都道府県が設置することを原則とすることが規定されたのでございまして。なお、人口十万人という大きな市においては高等学校を設置することができるといふ規定はなつておりますけれども、原則的には市町村は小中学校について設置責任を持ち、高等学校については府県が設置責任を持つのだという建前を明らかにしたわけでございます。そういうようなことから、今度の急増対策の例などを見ましても、市町村立の高等学校というものを新しく作るというのとは、ほとんど五大市を除きますとないようございまして、もつぱら府県立の高等学校の設置というところが問題になってきております。したがひまして、今こういう規定ができたから府県立を市町村立に押しつけるのだというふうな事態は、まず起きないのではないかと考へておられます。ただ、それにいたしまして、な

ぜ府県立高等学校だけを規制して、市

町村立は規制しないのか、こういうような問題が残るわけでございますが、府県立高等学校については市町村に負担を求めることを規制するということになりません。従来に比しては当然のことであるといふことも考へられます。したがひまして、市町村としてはその余裕をもつて小中学校あるいはみずから作つておる高等学校等について、住民に負担を求めている分を軽減していく、あるいはやめていくということも可能になつてくるというふうに考へられますので、あえて市町村のところまでは規制しなくても十分目的は達せられるのではないかと考へておられます。

○鈴木一弘君 まあ今のことだと、場合によれば市立の高等学校といふものは確かに五大市であるとか、あるいは大都市しかありませんけれども、その場合にはときによつて住民負担が考へられるが、その負担は軽減されるだろうといふことを言われましたし、なかつたこともあつたろうといふので、場合によれば負担を増されることがあるわけですね、その辺が非常に心配なわけでありまして、建前は原則として都道府県立といふことがきまつておつても、原則がむずかしくなつてくれば応用のほうに走つて参ります。その辺のところは規制をするような方向に、あるいはこれを準用させていくような行政指導といふものが必要じゃないかと思ひますが。

○説明員(松島五郎君) 御指摘のとおり、徹底を期するならば市町村立高等学校についても同様の規定を設けるこ

とが必要であらうと思ひますが、今申し上げましたように、市町村立の高等学校は数も少ないことでもございまして、府県のほうを規制することによつて、市町村の負担がそれだけ緩和されるというところになれば、行政指導をもつてしてこの法律の趣旨を十分徹底することによつて目的が達せられるのではないかと、あえて法律的に規制をするところまでいかなくても目的が達せられるのではないかと、かような判断に立つたわけでございます。私どももいたしましてはそういう方向で進めて参りたい、かように考へております。

○沢田一精君 これは高等学校の施設の建設事業費についての住民負担をな

つておられますが、昭和三十一年度、三十八、三十九年度に大部分終わる。と申しますのは、昭和四十年度に――一学年度だけをとりますと、本年度昭和三十一年度が最高になるわけでございますけれども、総体を通じると昭和四十年度が生徒数としては最高になりますので、昭和三十一年度までに事業をおおむね完成をする。残りました分の、たとえば体育館の一部でありますとか、あるいは設備の一部であります

すとか、そういうごくわずかな部分を四十年度に残すという状況になってお

○説明員(松島五郎君) 昭和三十一年の初めに五カ年計画を策定いたしましたときは、全事業費を五百五十三億円と予定をいたしましたのでございまして。その後高等学校への進学率が当初予定をいたしたよりも上昇している。あるいは構造比率、単価等においてもなお改善すべき点があるということで、本年の一月にこの計画を改定をいたしました。総額六百八十二億円、約七百億円に改定をいたしております。そのうち昭和三十一年度は二百二十二億円を予定をいたしております。これにつきましても、すでに御承知のとおり、当初百五十四億円を出発いたしましたけれども、その後百二十二億円に改定いたしました。起債の追加をいたしまして処理をいたしたわけでございます。昭和三十一年度、前年度の改定計画と同額の二百二十二億円を予定をいたしております。このうち三十一億円は国庫補助金で、九十億円が地方債、残余を交付税の基準財政需要額に組み入れるということにいたしております。それから三

十九年度は百七十二億円を予定をいたしてあります。なお四十年度は残額、三十八億円程度となっております。

○沢田一精君 先ほど御説明があった住民の負担と申しますか、約四十八億円ばかり、これは今言われた二百十二億のほかにですか。

○説明員(松島五郎君) これは三十六年度の決算における実績でございますので、三十六年度の場合は急増対策もごく一部分しか着手されておられませんでした関係もございまして、大部分がまあ一般的危険政策とか、あるいは増築とかというものの負担ではなからうかというふうに考えております。

○沢田一精君 そうだとすれば、三十七年度、三十八年度、これはまあ決算がわからないわけですが、この約五十億という住民の負担というものはさらに大幅に、あるいは八十億あるいは百億というふうにならんできておる、こういう予測が立つのですが、いかがですか。

○説明員(松島五郎君) 私どもも、はつきりした数字を持っておりませんが、大体そういう方向にあるのではないかとこのように考えております。

○沢田一精君 今度の改正で三十九年度以降は、その負担が軽減できないということになれば、自治省としては起債でその分をさらに余分にみていく、あるいは交付税でみていく、いろいろ方針はあろうかと思いますが、そのいづれの方針をおとりにするつもりですか。

○説明員(松島五郎君) 現在におきましては私どももいたしましては、こういう負担金、寄付金を求めないでも仕事ができるはずであるという積算の上

に立っているわけでございますが、現実には、御指摘のとおり相当額の負担がある。そこで問題は、現在の見方そのものに問題があるのではないかとこのようにも考えられるわけでございます。したがって、問題は現在の、その後の交付税なりあるいは起債なりにみている見方そのものに検討を加える必要があれば、そのいづれの問題があるかによって処理をして参りたいと考えております。

○沢田一精君 この提案理由の説明にも書いてあるのですが、さきに財政法を改正して二十七条の二というふうなことで、大規模かつ広域にわたる土木事業の経費を市町村に負担させることを禁止されたわけなんです。これがはたして法がたつておるようには絶対的に、全国的に見ました場合に、ほんとうに守られておるかどうかという点については、私はいささか問題があらうと思うのですが、自治省の財政当局ではどういうふうなふうにみられるのですか。

○説明員(松島五郎君) 私どもの調査いたしましたところでは、三十五年にこの改正が行なわれました。三十六年度から施行されたわけでございますが、しかし法律上の実施は三十六年度からでございますけれども、法律が三十五年に改正されました関係もございまして、できるだけ三十五年から軽減措置をはかるようにということをお願いをしております。その結果、市町村の負担額は、昭和三十四年度には六億円でありましたが、昭和三十五年度には三億五千万円、さらに昭和三十六年度には一億円に減少になっているという調査が、私どものところ

にあるわけでございます。

○沢田一精君 これは、法律を読んでみますと、「全部又は一部を市町村に負担させるはならない」というふうな、はつきり明文化されているわけなんです。今御説明を聞きますと、だんだん改善されてはきているけれども、しかし、全くこれがこの法文どおりゼロになっているわけでは必ずしもないようなんです。せつかく高等学校施設の建築費についても同じような規定を今度盛り込まれるわけなんですけれども、それもやはり漸進的に改善をしていく、こういう御趣旨ですか。もう三十九年度から一切だめだという強い態度で臨まれますか、いかがですか。

○説明員(松島五郎君) 御指摘のとおり、この大規模な公共事業についての負担の全部または一部を負担させてはならないという絶対的禁止でございますから、漸進しているということ自体が法律上問題があるわけでございます。ただ、ここにも書いてございまして、(道路、河川、砂防及び海岸に係る土木施設についての大規模かつ広域にわたる事業で政令で定めるものに要する経費)ということ、たとえば市街地内の小舗装というふうなものにつきましてもは除外例を作っておりますので、その分が今申し上げました金額に当たるとはなからうかというふうに考えております。

なお、高等学校の点について厳格にやるか、やらないかというお尋ねでございますが、私どもは、法律がございまして、各府県におかれましては、法律の趣旨を厳格に実行されるべきものであり、また、そういう考えで

もって法律の運営に当たっていただけたものと確信をいたしておりますが、私どももその線に沿ってやっております。と思います。ただ、附則におきまして、「改正後の地方財政法第二十七条第一項の規定は、都道府県がこの法律の公布の日までに改正前の地方財政法第二十七条の規定によりした処分であつた昭和三十一年四月一日以後になされるものに、新法第二十七条の三の規定は、この法律の公布の日までになされた都道府県と住民との契約に基づいて住民に負担させる場合でその契約の履行が昭和三十一年四月一日以後になされるものについては、適用しない。」すなわち、すでに約束ができた上がつていけるものについては、急に法律関係を混乱させるのもいかがかと存じますので、なお、当分の実態を認める、こういうことにならしていただくわけでございます。

○沢田一精君 今の点で申し上げます、急増対策にからみまして、高等学校のおおそく誘致運動というものが相当全国的にあつたんだらうと思ふんですが、それで、さつき御説明があつたように、一応本年度あたりから一年生を収容する施設を作り、二年、三年とだんだん上上がっていくにつれて、施設も建て増しをしていかなければならぬというふうなことで、ある程度口約束と申しますか、誘致運動の過程で、ぜひ地元も協力するからというふうなことで、話ができていく。ここであつたように、はつきりした契約があるかどうかということは、これは多分に疑問だと思ふのですが、そういう約束程度で、契約というふうに見られるわ

けなんです。はつきり何か明文化した書類の交換でもなければ、この規定は適用されないという御見解ですか。

○説明員(松島五郎君) 都道府県という公の団体が参加しているという問題でございますので、書面でもって個人の契約のようにきちんとしたものでなければいかぬのだということも考えておりますが、いづれにしても、紛議を生じないような明確なものであることは必要であらうと思ひます。

○沢田一精君 先ほど鈴木委員から、市町村立の高等学校についてのお尋ねがあつたようですが、高校急増対策という大きな問題を考えた場合に、私はそういう公立のものとなわけて、私立の高等学校の施設の整備、これはもう急増対策の面からは相当大きなウエイトをもつて地方では現実に処理されておると思うのです。したがって、これは全部の府県とは申しませんが、私立の高等学校の施設整備に対しても、ある程度府県独自の構想をもつて急増対策の一環として助成措置を講じておる向きがだいぶあるだろうと思ふのですが、そういうことについては自治省としてはもう何ら財政的には関与しない事柄なんだというふうにお考えですか。ある程度こういう特別な時期ですから、何らか措置してやろうという親心がおありかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○説明員(松島五郎君) 私立学校の整備の問題につきましては、私立学校振興会でございますが、こういうところから資金の措置も行なわれることになつておるやに承つております。なお、地方団体といたしましては、私立学校に対する助成措置ということとは現

実行にも行なわれておるようでございます。すし、また、この急増対策についても特に配慮をされておるようでございます。そこで、昨年度の地方交付税の算定の際、それらの事情を勘案いたしまして、私立学校に対する急増対策、それに對する都道府県の助成というものを考慮いたしまして、基準財政需要額の中にたしか十億円であったと記憶いたしますが、算入をいたしたわけでございます。それは本年度も引き続き行なっております。それでございます。

○沢田一精君 今の御説明ですが、それは交付税法の別表の規定か何かをはつきり変えていこうという御趣旨ですか。それとも運用でまかなうというところですか。

○説明員(松島五郎君) 現在の地方交付税の道府県分の「その他の行政費」というところがございまして、「その他の行政費」の中の「その他の諸費」というところで、今申し上げました額が入りますように、単位費用を昨年度増額をいたしたわけでございます。その額は本年度にそのまま引き続いてきております。

○沢田一精君 もう一つお尋ねしたいと思いますが、附則で地方交付税法の一部改正をなさっておるわけなんですけれども、これではあま鉦青復旧の面につきましてはわかるわけなんですけれども、もう一つ特殊土壌、地帯災害防除及び振興臨時措置法に基づく事業ということが入っておるわけなんですけれども、これは特殊土壌対策事業債というものを特別に今回取り上げられた理由は何ですか。

○説明員(松島五郎君) ただいまの御質問にお答えさせていただきます。前

に、先ほどお答えいたしましたことをちょっと訂正させていただきます。

私立高等学校の急増対策分につきましては、昨年度の地方交付税法の改正の際に、県立、公立高等学校の急増対策費を附則でもって特別にかさ上げをいたしておるのであります。そのときに私立高等学校の増加生徒数というものをとりまして、一人につきまして三千六百円という単位費用で別個にかさ上げをいたしておるのであります。

「その他の行政費」で行なうと申しましたのは、一般の私立高等学校に対する経常経費の助成のことでございます。たので、訂正させていただきます。

なお、ただいまお尋ねのございました特殊土壌地帯の起債の問題は、これは従来からそういう取り扱いにいたしておるのでございまして、今回新たに加えたものではございません。

○沢田一精君 先ほど鈴木委員からも御質疑がありましたように、高校急増対策という問題は、ここ一、二年都道府県にとりましては非常に大きな重要な問題だと思われかねません。で、今度の改正案による地元住民に対する負担の軽減を禁止する趣旨は、これはまあよくわかるわけなんですけれども、やはりそれによつて都道府県が非常な財政難に陥るというふうなことがあつては、なかなかこの急増対策自身もスムーズにいかないし、また非常に困る府県も出てくるのではないかと懸念をいたしております。これは国庫補助金の増額あるいは起債の増額、さらには交付税の算定の問題等、よくひとつ進率や単価や構造比率の点もやはり地方の要望を十分お聞き取りいたして、そして住民に対する負担の軽減はで

きないけれども、施設の整備自体については何ら支障が起らないというふうに、今年度並びに来年度特にお願いをいたしたいと思われかねませんが、そのおつもりはございませうか。

○説明員(松島五郎君) 市町村や住民に対する負担を禁止するということは、私ももとしましては都道府県の財政を混乱に陥れるというふうなことを毛頭考えているわけではございませんことば、申し上げるまでもないことでございます。正し、いかにいって、ほんとうの意味の健全な都道府県の財政運営ができれば、それを期待して、こういうことをいたしたいと考えておるわけでございます。それから、御趣旨の線に沿つて十分万全を期して参りたいと思つております。

○松本賢一君 今の高等学校の問題と関連して、ちょっとお聞きしてみたいのでございます。これは自治省関係の問題だけではないに文部省関係の問題にもなつてくるのではないかと懸念をいたしております。これは小中学校も同じことが言えると思つて、従来は行方方々でいって、大體負担をしてもならない、思つたようなものができないというのが実情なんです。地方自治体としては、教育の内容とか水準とか、施設の水準というものが、中央の官庁で考へておられるものと、地方の住民が考へておられるものとの間に何となく較差があるわけなんです。だから、常にもつと大きいもの、もつと小さいもの、これを住民は欲しておるわけなんです。そこで、中央官庁で認められて、正式に与えられておる地方自治体の財源というものが、それをまかない得るだけないわけなんです、そのために地方

負担というやうなことが従来慣例的に行なわれておるわけなんです。負担を軽減してはいかぬという、これはもう非常にいいことなんです、それでなく、あんなにのだけれども、その一方には、よほどの思い切つた財源措置というものを、都道府県なら都道府県というもののに対して考へてやらないことには、従来だけの仕事でできていかなひ。また、特に急増対策に対する積極的な仕事というものがなかなか進んでいかぬ。これは、うがって考へると、県が、その市町村からいわれる誘致運動と申しますか、何と申しますか、新しい学校とすれば誘致運動であり、既設の学校をもつと大きくしてこれという場合には誘致というものでなくて、また別の意味になると思つて、さういふたやうなことが県に対して激しくやってくることは事実なんです、それを扱つていく場合に、今までは全部を引き受けてはいたへんだけれども、多少負担をしてくれるならやうというところなんです。今度それができないというところになると、よほどの思い切つた堅持に県当局がならないと、ものごとが進まない。とかくこれは、私が市をあげていた経験からいいますと、県というところは、とかく財源難を理由としてものを逃げよう、逃げようという傾向が常に、ある程度はあるのです。だから、それに一そう拍車をかけていくやうなことになるやしないか。で、金がない、金がないと言いながら、多少寄付でもしてくれらるなら、やつてもいいがなあというところ、従来はなつていたわけですから、それが全然許されないと、

となると、とてもできないというところ、つばねてしまふことが非常にやりやすくなつてきて、仕事を萎縮させてしまふやしないかというところ、私は心配するのです。もちろん考え方としては非常にいいことなんですけれども、これをやる反面には、都道府県当局に対して、よほど財源的に考へてやると同時に、都道府県当局が積極的な気持ちに、従来よりはよほどなつてもらわぬことにはスムーズにいかぬと思つて。こういう点、自治省としては、さういふ進め方を、指導をするというところが、また非常に困難な問題にもなつてくると思つて、それども、やはりさういふ法律を作られる反面には、さういふ積極的な指導をやはりしていただきたいと思つて、教育施設の充実というところに対して萎縮を来さないやうに、さういふ点はどうか。

○説明員(松島五郎君) ただいま御指摘のございましたように、なかなか単価とか構造比率というやうなものが、中央で考へているものと実際とは違つて、中央で考へているやうなものでは満足なものができない。結局、それを住民に協力を求めるというやうな形にならざるを得ない状態というものは、御指摘のとおり、従来さういふ実情が非常に多かつたというふうに、私も考へております。ただ、さういふ形で問題が処理されております限りは、不満ながらも何とかやつてゐるのではないかと、いつまでたつても問題が究極的な解決にならないというふうな、何と申しますか悪循環の面もあるわけでございます。求むべきでないところから負担を求めてやるこ

とが、できないということになれば、おのずから、そこにあるべき学校の水準というものを作り上げるための金がどれだけ要するかということも、正確に財源措置をせざるを得ないような状態にもなってくるのではないか、そういう意味の改善も今後期待できるのではないかとというふうに考えております。もちろんこれは、われわれの努力がそれにさらに続かなければならないというふうにも考えております。

それからなお、こういう規定を設けることによって、県が消極的になって、なかなか必要な高等学校の整備なり何なりをやらなくなるのではないか、というところでございますが、これは実態としては、そういう面も経過的には起るかと存じますが、現に私どもの聞いておりますところでも、法律上禁止されるということになれば、私どもは責任を持って市町村から負担をもらわなくてもやりますが、今までのところでは、そういうところがどうもはっきりしないので、先ほどもちょっと申し上げましたように、前には取つていたので、今度取らないというと、非常に

○松本賢一君　先ほどから、こういう話も多少出たかもしれませんが。私聞きもらしてダブるかもしれないんですが、これを実施するについて三十九年度からということになっておるのですが、三十九年度からのこれに対応した財源措置というものは、具体的にどういうふうにお考えになっておられるわけですか。

○説明員（松島五郎君） 三十九年度から財源措置といたしましたは、もちろん来年度のことになりますが、来年度における高等学校の急増対策事業費なり、あるいは老朽校舎の改築事業、その他施設の整備事業なり、こういうものがどの程度になるかということをも十分調査検討いたしましたして、その上に立つて地方財政全体として地方税の収入なり、あるいは交付税の増加なり、あるいは国庫補助金の額なりというより、うなものを、総合的に勘案いたしましたして、支障のないように財政計画を作り、それを基礎にいたしましたして、交付税なり、あるいは地方債なりの増額等をはかつて参りたいと、かように考えております。

○松本賢一君　それは、理論的にはそういうことになるのですが、現実の問題としてこれだけあればできるだろう、できるはずだということ、今までの財源が与えられておつた。それが実際には住民の負担というものを伴いつつものが進んでいる。それを今度は禁止するということになると、やはり先ほど参事官の答弁にもちよつとあつたように思いますが、当然できるはずだという考え方は、これは理論的には正しいかもしれない。理論的にはできるはずのものが、実際にはできないで

おるわけなんです。ですから今度は、
こういう法律で、こういうことを禁止
するわけですから、それに対して、今
までできるはずだという積算の上に認
められておった財源というものを、理
論的にはどういう割り出し方が可能か
どうか。それは別問題として、現実的
には、それにとにかく何らかプラス・
アルファというものが必要になってく
る。それではなければ仕事がいり消極
的にならざるを得ないということにな
るので、そういう点をひとつ、これは
政務次官から、政治的な問題にも多少
なると思いますので、そういうった考
えによっての御答弁をいただきたいと
思います。

○政府委員(藤田義光君) 実は、この法律案を提案するにあたりまして、今松本先生の言われました点は、相当論議された点でございまして、特に文部省方面からは抵抗が強かった——今松本先生が言われたような理由で、相当

新しい財源で考慮せざるを得ないと率直に私は考えております。したがいまして、先ほど松島参事官が説明しました三十九年度の急増対策の二百十二億円の内訳、あるいはその総額というものに対して当然響いてくる。これに対応して地方交付税及び地方債で考えざるを得ない、こういうふうにわれわれは計画をいたしておりますし、また、これをあくまで実施することによりまして、地方財政が非常に乱れておるのを、再発足させる一つの口火にしたいというので、相当強く財政計画ではわれわれの主張を押し通しておるわけでございます。

○松本賢一君　そうしますと、こういう法律を作ることによって、地方財政というものを本来の姿に戻すということと同時に、それをさせるためには、そこにいわゆる政治的配慮といいますかを十分やると、こういうことなんでしょうね。

○政府委員(藤田義光君) そのとおりでございますし、また先般発足いたしました第九次の地方制度調査会から、この秋ごろには、地方と中央の事務再配分に関して相当思い切った答申も出ると思ひますが、それこれにらみ合わせまして、ひとつ財政計画をこの法律にふさわしいように再検討したい。このように考えております。

○委員長(石谷憲男君) 本日の審査は、この程度にいたしたいと思えます。次会は、五月二十八日午前十時に開会の予定でございます。

本日は、これにて散会いたします。

午前十一時三十一分散会

第二部

地方行政委員会會議錄第二十二号

昭和三十八年五月二十三日【参議院】

昭和三十八年五月三十日印刷

昭和三十八年五月三十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局